

# 徳島県情報公開審査会答申第176号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年9月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「〇〇町〇〇〇のうらにある産業はいきぶつはいつがきたらてつきよさすのがわかる文章一式 カンキョウシドウカ」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年10月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「当該公文書を保有しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年11月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年2月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

〇〇〇のうらにある産業はいきぶつ何回公文書開示してもてつき処分しない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

## 1 本件請求に係る公文書について

実施機関の説明によれば、本件請求の公文書については、「〇〇町の株式会社〇〇（以下「(株)〇〇」という。）に関する業務報告書又は当該業務について、産業廃棄物が撤去される時期を記載した書類」と特定している。

## 2 本件処分の理由について

〇〇町において、(株)〇〇が自社の資材置場に産業廃棄物等を保管しており、県南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が同社に対して、当該産業廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づき撤去指導を行っている。

なお、阿南市、那賀郡及び海部郡における廃掃法に基づく指導業務は、保健福祉環境部（阿南）が所掌しており、環境指導課においては、この件に関し直接の指導を行う権限はない。

また、廃掃法の制度所管課である環境指導課が保健福祉環境部（阿南）から相談や協議を受けることもあるが、この件については、保健福祉環境部（阿南）からの相談や協議もないので、相談や協議に係る文書を取得し、又は報告書の作成もしていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、環境指導課の職員が作成した(株)〇〇に関する業務報告書及び当該業務について、産業廃棄物が撤去される時期を記載した書類である。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、〇〇町において、(株)〇〇が自社の資材置場に産業廃棄物等を保管しており、保健福祉環境部（阿南）が同社に対して、当該産業廃棄物について、廃掃法に基づく撤去指導を行っている。

審査請求人は、環境指導課に対して、当該産業廃棄物の撤去についての時期を明らかにした文書を取得又は作成していないことや何回も公文書公開請求をしても産業廃棄物を撤去しないことに対する不満を主張するが、(株)〇〇に対して、廃掃法に基づき当該産業廃棄物の撤去指導を行うのは、環境指導課ではなく、阿南市、那賀郡及び海部郡における廃棄物の適正処理に係る指導業務を担当している保健福祉環境部（阿南）である。また、廃掃法に基づく業務について、環境指導課は制度所管課であるが、この件について、環境指導課の職員が保健福祉環境部（阿南）から相談や協議を受けたこともないため、相談や協議に係る文書を取得しておらず、又は報告書も作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、本件請求に係る公文書については保有しておらず、文書が不存在であることを理由として実施機関が行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 2月27日	諮問
平成30年 3月27日	審議（第152回審査会）
5月31日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第153回審査会）
7月 2日	審議（第154回審査会）

### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	